

ウールマーク品質基準

品質基準 F-5 : 2016

ウールマークブレンド製品の 繊維混用率

この品質基準は、製品が他の該当する品質基準を満たすことを前提として、各国のウールマークブレンド・ブランド製品に適用される。

1. 他繊維とのブレンドで新毛が **50%以上**含まれているアパレル、インテリア用のテキスタイル、床敷物製品。
2. 単糸としてウールとブレンドされる非毛繊維（人造繊維または他の天然繊維）は一種のみとする。
3. 上述の 1 と 2 で定義され、下の各号にあてはまる製品。
 - a) 装飾上の理由で **5%以下**（EU 加盟国では **7%以下**）の非毛繊維を含む製品
 - b) EU 加盟国のみ、静電防止のための **2%以下**の非毛繊維を含む製品
 - c) 高級獣毛を含む製品

上記の品質基準は、必ず裏面の備考と併せて読むこと。

注

1. 製品品質基準では、新毛が「**50%以上**」含まれている製品の要件は、より高い要件に置き換えられることがある。
2. 「**新毛**」には、羊または子羊の羊毛から取った繊維が含まれる。この繊維は、過去に糸に紡がれたり、フェルト化されたり、完成品に組み込まれたりしたことがあってはならない。
3. これには、フリースウール、スキンウール、未処理の羊毛のカーディングまたはコーミングの副産物として得られる緩く結合した羊毛繊維などのねじれていない柔らかい羊毛くず、破断したトップ、ノイル、ロービングウエスト、ローラーくずから取った羊毛繊維が含まれる。整形した羊毛、湿式または乾式仕上げプロセスから取り出した毛くず、羊毛わたマットレスから再生した繊維を含めることは認められない。
4. 「**他の天然繊維**」には、新規状態の天然高分子（ビスコース、リオセルなど）、合成高分子（ポリエステル、ポリアミドなど）、天然繊維（絹や植物繊維など）が含まれる。再利用繊維は認められない。また、過去に紡績糸にされたか、フェルト化されたか、または完成品に組み込まれたことのある再処理繊維も認められない。
5. 個々の（単）糸としてウールと密接混合される非毛繊維（「人造繊維」または「他の天然繊維」）は一種のみとする。Woolmark Management Group は、正当な理由で密接混合に複数の非毛繊維を使用する要求を承認することがある。
6. 2つ以上の単糸が撚り合わせられている場合、それぞれの単糸に異なる非毛繊維を含めることが

認められる。

7. 以下のような非紡績製品としてウールと密接混合される非毛繊維（「人造繊維」または「他の天然繊維」）は一種のみとする。わたの層または不織布
8. 全体的な製品の繊維混用率が新毛 **50%**以上であれば、非毛 **100%**経糸または非毛 **100%**緯糸から構成される製品が認められる。
9. 装飾品用の追加許容誤差は、オーストラリアで販売される製品には適用されない。
10. 「高級獣毛」には、アンゴラヤギ（モヘア）、カシミアヤギ（カシミア）、ラクダ、アルパカ、ラマ、ビキユナ、アンゴラウサギが含まれる。ただし、カナダ、メキシコ、南アフリカ、米国では、アンゴラウサギは、ウールとは呼ばれない。
11. 高級獣毛を製品に含める場合、ラベルに情報が記載されないことがある。製品には、新毛 **x%**（羊毛+高級獣毛）、非毛繊維 **y%**というラベルを付けなければならない。高級獣毛が含まれていることは、追加（ウールマークブレンド以外の）ラベルに記載される。
12. オーストラリアおよびニュージーランドでは、高級獣毛をウールとして記載してはならず、ウールとのブレンドに含まれる場合、羊毛と他の高級獣毛（カシミアなど）を区別するため、一般名で記述しなければならない。

補注

- 規格（公認）ブレンド比とザ・ウールマーク・カンパニー**TM155**を使用して測定した比率との間では、**±3.0%**の許容誤差が認められる。ただし、**TM155**を使用して試験する場合は、**50%**の絶対最低羊毛繊維混用率が設定される。
- 偶発的な繊維状夾雑物の **0.3%**の許容誤差が認められる。これは繊維状である場合（非毛繊維が別の繊維の形態である場合）に限り認められる。夾雑物が糸として発生する場合や、過去に繊維が撚り合わせられたことが明らかである場合は認められない。